

〈別紙 1〉

医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別  
(介護予防)訪問リハビリテーション  
重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、(介護予防)訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 三愛会
代表者氏名	理事長 山岸 眞理
法人所在地 (連絡先)	名寄市西 1 条北 5 丁目 1 番地 19 電話 01654-3-3911 Fax 01654-2-1555

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別
介護保険指定 事業者番号	北海道指定 (0153280011)
事業所所在地	士別市東 5 条 16 丁目 3129 番地 143
連絡先 サービス担当者名	電話 0165-23-3911 Fax 0165-23-3950 サービス担当者 佐久間 敦史、佐々木 千恵、山下 祐哉
事業所の通常の 事業実施地域	士別市

※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。
運営方針	(運営規程記載内容の要約) 利用者が要介護状態・要支援状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）、7月15日、8月15日は休業とする。
営業時間	月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時15分

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）、7月15日、8月15日は、休業とする。
営業時間	月曜日から土曜日 午前9時00分～午後5時15分

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	長尾 恒
---------	------

資格	常勤	非常勤
医師	1名以上（兼務）	1名以上（専任）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1名以上（兼務）	

3 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	在宅リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション	在宅リハビリテーション

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

サービスの種類 料金項目		訪問リハビリテーション		介護予防 訪問リハビリテーション	
		料金	負担料金	料金	負担料金
①	訪問リハビリテーション費 ※利用 20 分ごとに	3080 円/回	自己負担割合に 基づいた金額	2980 円/回	自己負担割合に 基づいた金額
②	サービス提供体制強化加算(I) ※利用 20 分ごとに	60 円/回		60 円/回	
③	中山間地域等提供加算	①×0.05 円		①×0.05 円	
④	リハビリテーションマネジメント加算 ロ	2130 円/月			
⑤	医師より説明を受けた場合	2700 円/月			
⑥	短期集中 リハビリテーション実施加算	2000 円/日		2000 円/日	
⑦	移行支援加算	170 円/日			
⑧	事業所医師が計画作成に 係る診療を行わない場合 ※利用 20 分ごとに	-500 円/回		-500 円/回	
⑨	退院時、在宅療養上必要な指 導を行い、その内容を文章 で提供した場合	6000 円		6000 円	

※ ①：訪問リハビリテーションの基本利用料です。

※ ②：勤続年数が一定以上の職員が関わり、より質の高いサービスが提供できるため加算されます。

※ ③：訪問リハビリテーションを行った地域が士別市外の場合に加算されます。

※ ④：リハビリテーション会議を開催し、定期的に計画を見直して計画的なリハビリテーションを提供しているため加算されます。

※ ⑤：リハビリテーションを行うことで介護度、心身機能が維持もしくは改善していると評価された事業所に対して加算となります。

※ ⑥：病院・施設からの退院・退所もしくは初めて要介護・要支援の認定を受けた日から所定の期間内

に1週間に2回以上リハビリテーションを行った場合に加算となります。

※ ⑦：リハビリテーションにより日常生活において心身機能、日常生活動作能力が向上し、通所介護等に移行させていると届け出た事業所に対して加算となります。

※ ⑧：当事業所医師がリハビリテーション計画作成に係わる診療を行わずにリハビリテーションを提供した場合に減算されます。

※ 事業所は原則として利用者に対して自己負担割合に基づく料金を請求し、残りを国民健康保険団体連合会に請求します（法定代理受領）。限度額内での利用の場合、自己負担割合は負担割合証に基づきます。

### (3) キャンセルについて

キャンセルされる場合、前日もしくは当日の9時までにご連絡いただいた場合はその日のサービス提供を中止としキャンセル料は発生しません。それ以降にキャンセルとなった場合等はキャンセル料として（介護予防）訪問リハビリテーション費の自己負担分をお支払いいただくこともあります。ただし、利用者の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。

### 4 その他の費用について

サービス提供にあたり利用者が使用した分の諸費用は自己負担となります。

### 5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日過ぎに利用者にお届けします。
②利用料、その他の費用の支払い	ア 請求書が届きましたら請求書の内容を照合していただき、請求月の末日までにお支払いください。 イ お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて期日から2ヶ月以上遅延した場合は、その後30日以内の期間を定め、その間にお支払いがなければ契約を解約した上で未払い分をお支払いいただくこととなります。

### 6 留意事項について

①交通事情等により訪問予定時間が変動することがあります。

②サービスの提供にあたって以下の行為は原則行いません。

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、印鑑、証書、書類等の預かり

利用者又は家族との飲食物、金銭、物品の授受及び利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙

利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

③事業所職員は常に身分証を携帯し利用者又は家族の求めに応じてこれを提示します。

### 7 担当者の変更をご希望される場合の相談窓口について

担当者の変更をご希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者 医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別
	イ 連絡先電話番号 0165-23-3911 連絡先ファクス番号 0165-23-3950
	ウ 受付日及び受付時間（月～金曜日、午前9時00分～午後5時15分）

※ 担当者の変更に関しましてはご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望

にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

<b>【事業者の窓口】</b> 医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別 佐久間 敦史	所在地 士別市東 5 条 16 丁目 3129 番地 143 電話番号 0165-23-3911 ファクス番号 0165-23-3950 受付時間 月～金 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分
<b>【市町村の窓口】</b> 士別市役所高齢者福祉課	所在地 士別市東 6 条 5 丁目（士別市役所内） 電話番号 0165-23-3121
<b>【公的団体の窓口】</b> 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号 011-231-5175 ファクス番号 011-233-2178 受付時間 月～金 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

## 11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	なし
----------	----

## (介護予防)訪問リハビリテーションの

### 利用者様の個人情報利用目的

当事業所におきましては、以下の目的でサービス利用者様の個人情報を利用・第三者提供いたします。本内容をご理解の上、サービス提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、以下の目的において、利用停止・第三者提供拒否の項目がございましたら、あらかじめお申し出願います。

#### ①(介護予防)訪問リハビリテーションサービス利用者様の健康維持と回復等の直接的な利益のため

- ・利用者様の診療や説明
- ・利用者様のご家族に対する説明
- ・他の介護保険事業所、医療機関等へ利用者様を紹介する場合
- ・利用者様に関して、他の介護保険事業所、医療機関等へ照会する場合
- ・他の医療機関等の医師の意見を照会する場合
- ・他の介護保険事業所、調剤薬局、医療機関等からの照会に対する返答
- ・急変、緊急時の呼び出し

#### ②事業所の事務あるいは経営上必要なため

- ・利用者様の管理業務のため
- ・利用者様の会計や経理のため
- ・介護報酬の請求業務
- ・事業所の経営、運営のための基礎データ
- ・立ち入り検査や実地指導への対応
- ・第三者評価機関や審査機関等への情報提供
- ・医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険及び損害賠償保険等に係る、専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

#### ③介護、医療向上への寄与のため

- ・広報誌等への写真掲載
- ・医師や看護師、その他の介護（医療）従事者等の教育や研修（事業所内）

上記以外の目的のために利用者様の個人情報・第三者提供する場合には、あらかじめその目的を利用者様にお伝えし同意をいただいたうえで利用いたします。

本内容に関しまして、ご希望・ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

担当窓口・・・医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別

TEL (0165) 23-3911 FAX (0165) 23-3950

医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別  
施設長(管理者) 長尾 恒

医療法人社団 三愛会  
訪問リハビリテーション ボヌール士別  
(介護予防)訪問リハビリテーション  
重要事項説明書

医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別 (介護予防)訪問リハビリテーションを利用するにあたり、医療法人社団 三愛会 訪問リハビリテーション ボヌール士別 (介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書である別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約します。

尚、以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名もしくは記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

担当者

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保証人 (連帯保証人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_